

二次創作としての同人誌における著作権侵害の判断基準

星 穂波

今や日本のサブカルチャーの一手を担うまでとなった同人誌。既存の著作物をもとに制作された「二次創作作品としての同人誌」は、そのシェアの大半を占めるにも関わらず「違法だと思われるが著作権者に見逃されている」というグレーゾーンの中でその文化を成り立たせている。

「ドラえもん最終話同人誌問題」等、実際に同人誌が著作権者に警告を受けた事例は数えるほどであるが、近年、インターネットの普及等に伴い、作成・流通が簡便化したことで、同人誌が著作権者の許容範囲を超えてしまう事態がこれから先増加し、それが要因となって創作に携わる人々や同人文化そのものが委縮する恐れがある。本研究では、「違法と思われているが権利者には見逃されている」という同人誌の現状から、著作権法における侵害の基準と、権利者の許容範囲が異なるのではないかと考え、①著作権法上で実際に同人誌が著作権侵害であるとされる基準と、②二次創作に関して権利者が定めるガイドラインや利用許諾から実際に著作権者が同人誌を許容していると考えられる基準の2点から、両者の間には実際に齟齬があるのか、あるとしたら著作権法はどうあるべきかを考える。

①著作権法上で実際に同人誌が著作権侵害であるとされる基準について検討を行ったところ、多くの同人誌は、創作性のある表現部分における類似性が認められないために著作権・著作者人格権侵害が否定される可能性があることがわかった。類似性が認められた同人誌に関しては、適法引用（32条）や、やむを得ない改変（20条2項4号）の柔軟な解釈によって侵害を否定できる可能性があるものの、多くの場合侵害を否定することは難しいとの結論に至った。また、②二次創作に関して権利者が定めるガイドラインや利用許諾から実際に著作権者が同人誌を許容していると考えられる基準については、44のガイドラインを参照した結果、許容しうる同人誌の条件として「著作物を原作のまま利用しないこと」、「原著作物やその著作者の社会的な印象に悪影響を与えないこと」、「原著作物と競合し、著作権者に経済的不利益を与えないこと」の3点が多く挙げられていた。

イラスト等の視覚表現の有無によって同人誌を4種類に類型化し、①、②の結果と照らしあわせたところ、ガイドラインが提示する著作権侵害の判断基準と、現在の著作権法によって解釈しうる著作権侵害の判断基準には齟齬があることが判明した。

海外のパロディ保護の例や著作権者の二次創作に関しての許容範囲を示すガイドラインをたよりにしながら、権利者が許容しうると考えられるラインに著作権法の基準を適合させることが望ましいと考えられる。

(指導教員 村井麻衣子)